

八尾市公共施設清掃委託業務総合評価一般競争入札庁内会議設置要綱

（設置）

第1条 本市が発注する長期継続契約に係る公共施設清掃委託業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を実施するにあたり、八尾市公共施設清掃委託業務総合評価一般競争入札庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 庁内会議では次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 落札者決定基準に関すること。
- (2) 落札者決定に係る評価資料等に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、公共施設清掃委託業務に係る総合評価一般競争入札の実施に関する事項

（組織）

第3条 庁内会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる者
- (2) その他市長が適当と認める者

（座長及び副座長）

第4条 庁内会議に座長及び副座長を置き、座長には契約検査課長を、副座長には地域共生推進課長をもって充てる。

- 2 座長は、庁内会議を掌理し、議事を進行する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 庁内会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長が必要と認めたときは、庁内会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は報告等を聴取することができる。

（書面等による審議）

第6条 座長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、そ

の他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、総務部契約検査課が行う。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策企画部	政策推進課長
総務部	契約検査課長
人権ふれあい部	人権政策課長
	コミュニティ政策推進課長
健康福祉部	地域共生推進課長
	障害福祉課長
魅力創造部	労働支援課長
環境部	環境保全課長

(機構順)